

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、独創的なハイテク技術をもって社会の期待に誠実に応え、社会的信頼を得ることが当社グループの継続的な成長をもたらすものと経営陣をはじめ従業員が認識し、そのために、法令遵守、重要情報の適時開示、独自技術を駆使した良質な製品開発、徹底した品質管理、環境保全等の社会的責任を確実に果たします。

このため、経営の透明性と客観性、取締役並びに執行役員の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と直接利害が関係しない社外取締役及び社外監査役を複数名選任し、社外の観点から業務執行の監視を行います。

代表取締役は、健全な企業風土を根づかせるために、その重要性和精神を繰り返し社内組織全体に伝えることで、コンプライアンスが企業活動の前提であることを徹底するとともに、監査及び内部監査システムの環境整備に常に取り組み、それらの機能を強化することで、適正な監査が行われる社内環境を作り出します。

当社では、社内のルールである「取締役規程」の前文として以下の項目を設け、各取締役が遵守すべき事項としております。

イ. 会社は、株主の出資とリスクの負担のもとで、全ての株主の利益を追求する組織である。会社は労働と資本の提供を受け、事業を遂行し、価値を創造する存在である。会社はさまざまなステークホルダーの協働システムであり、良き会社は、効率的に価値を創造することで株主価値の最大化を実現するとともに、従業員を豊かにし、その他のステークホルダーの信頼をも高め、豊かな社会の創造に貢献する。

ロ. 良き会社には良きガバナンスが不可欠である。会社は法律的にも経済的にも株主の所有物であり、株主がガバナンスを有していても、会社が貴重な経済資源を利用する以上、経済性や効率性を無視した経営はできない。会社には一定の規律が要求され、それを担保するために「透明性」が重視され、その経営が衆目の監視の下に置かれることが望ましい。

ハ. 事業を行う経営者とその規律を反映した経営を行わなければ、会社はその役割を果たすことができない。会社制度の本質と意義を十分理解し、高邁な精神と卓越した見識をもって、株主の観点からも判断ができる独立した取締役が必要である。独立した取締役の意見に耳を傾け、経営者が会社を経営するという方式を確立する。これが社外取締役を招聘する理由である。

ニ. 各取締役は、会社が効率的経営及び健全な経営を行うためのコーポレート・ガバナンスの体制を整備し、適法経営を行う。また、利益率の高い経営の実現と、透明性の確保を目的とする社内のルール化と、その実施、評価を行う体制の整備に努める。

ホ. 株主からの資本を預かり、執行役員が進める業務執行を管理監督する取締役と、取締役会で選任された執行役員が取締役会の決定した経営方針に添った業務執行を行うこととし、取締役会は経営のモニタリング機能と位置づける。

ヘ. あらゆる法令やルールを順守し、社会規範にもとめることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行するとともに、国際社会に通用する高い倫理観を備えた良き企業市民としての使命感をもち、内外の経済・社会の発展に貢献する。正確な経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図り、社会に評価される透明な経営に徹する。

ト. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力へは断固とした姿勢で対応し、決して妥協しない。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない項目については、以下のとおりです。

【補充原則 1-2-4】議決権の電子行使、招集通知の英訳

現在の当社の株主構成から、電子的な議決権行使の採用、株主総会招集通知の英訳については現状行っておりません。これまでの議決権行使の比率から、日本語の書面による議決権行使により、大きな支障なく議決権の行使がされているものと判断しております。今後については、機関投資家もしくは海外投資家の議決権の行使状況や外国人株主比率の動向等に留意しながら、その必要性を検討してまいります。

【補充原則 1-2-5】信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等による議決権行使

当社は定款において、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載・記録された株主または登録質権者が権利を行使できることとしており、信託銀行、常任代理人等の名義で株式を保有する方が株主総会に出席することは認めておりません。今後、このようないわゆる実質株主の方からの株主総会における議決権行使の対応については、その要望を注視しながら、信託銀行等との連携により、株主総会への出席要請の際の体制整備に努めてまいります。

【補充原則 2-5-1】内部通報制度における経営陣から独立した窓口の設置

当社においては、内部通報の受付窓口を知財法務部門に設置しております。また、内部通報制度の運用規程に、通報者の保護と、通報者に関する情報の守秘義務について定めており、通報者への不利益な取扱いを禁止しております。なお、経営陣から独立した窓口の設置に関しては、今後の検討課題といたします。

【原則3-1. 情報開示の充実】(5)取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

(5)社外取締役・社外監査役候補の個々の指名についての説明を、株主総会招集ご通知の参考書類に記載しております。今後、株主総会において取締役・監査役の選任を諮る際は、社外取締役・社外監査役以外の候補についても同様に、株主総会招集ご通知の参考書類に記載することを予定しております。

株主総会 (<http://www.megachips.co.jp/irinfo/stockinfo/meeting.html>)

【補充原則 3-2-1】外部会計監査人候補の選定と外部会計監査人の評価基準

常勤監査役は、会計監査人から監査計画の説明、定期的な監査結果に関する報告を受け、これを監査役会において報告・情報共有しております。また、常勤監査役が保有する内部情報を会計監査人と共有することで、効果的かつ効率的な監査が実施できるよう努めております。会計監査人の評価及び選定基準策定については、日本監査役協会からの実務指針をもとに改めて検討してまいります。

【補充原則 4-1-3】 最高経営責任者等の後継者計画(プランニング)

当社は、代表取締役社長の最も重要な職務のひとつが後継者の育成であると認識しておりますが、これについて特に文書化されたものはなく、取締役会において監督していません。現状においては、代表取締役社長が後継者となる社長候補者を取締役会に提案し、取締役会において、社長候補者の資質が社長に相応しいかを多様な視点から慎重に審議の上、決定することとしております。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2.) 経営陣の報酬の適切なインセンティブ付け

取締役の報酬については、月額定額報酬と単年度業績連動報酬を基本としております。中期的な業績連動報酬、自社株式報酬の導入に関しては、報酬委員会において議論をこれから行ってまいります。

【補充原則 4-2-1】 中長期的な業績との連動報酬や自社株報酬の設定

当社の取締役及び監査役の報酬等は、競争力の源泉である優秀な人材を保持・獲得できる水準を勘案し、当社グループの企業価値及び業績向上へのモチベーションを高めることを重視した報酬体系としております。

現在のところ、中長期業績に連動する報酬、自社株を報酬とする制度は導入しておりませんが、中長期的な持続的成長に向けたインセンティブを含む新たな報酬制度を報酬委員会で検討してまいります。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】 取締役会の実効性に関する分析・評価

当社においては、取締役会の実効性の手続き、分析、その評価について、特に文書化して実施しておりませんので、今後、その具体的な手法と実施時期について検討していく予定です。

【補充原則 4-11-3】 取締役会全体の実効性の分析・評価、その結果概要の開示

2014年度においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を2回(その他書面3回)開催し、業務執行に関する重要事項の審議・決議を行い、遅滞なく執行いたしました。

取締役会資料は事前配布を原則とし、取締役会事務局から会議の3日前までに配布することとしております。社外取締役は、議案及び報告事項について配布された資料を基に事前に検討を行い、取締役会の場において積極的に質疑や提言を行っております。これらは取締役会の決議を経て、業務執行取締役と執行役員により業務執行に反映されております。

監査役は、議案及び報告事項について事前に問題点を把握し、主にリスク管理の観点から積極的に提言を行っております。これらは取締役会の決議を経て、業務執行取締役と執行役員により業務執行に反映されております。

しかしながら、当社においては、取締役会の実効性の手続き、分析、その評価について、特に文書化して実施しておりませんので、今後、その具体的な手法と実施時期について検討していく予定です。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】 収益計画や資本政策の基本的な方針、収益力・資本効率等に関する目標の提示

当社においては、中期経営計画を策定しており、売上や営業利益の計画・その達成のための事業方針・戦略について、株主通信「MCCIR」やホームページにおいて記載しており、分かりやすい説明に努めております。

中期経営計画(http://www.megachips.co.jp/irinfo/management/middle_plan.html)

MCCIR(<http://www.megachips.co.jp/irinfo/resource/mccir.html>)

経営指標としては、連結株主資本利益率、連結総資産利益率や連結キャッシュ・フローを重視しております。また、従業員1人当たりの営業利益額を事業効率の指標として、その増加に努めるとともに、連結営業利益率の向上に努める方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社においては、「コーポレートガバナンス・コード」における基本原則・原則・補充原則の全項目に対する当社の取り組み状況を、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に対するメガチップスの取り組み状況」として、当社ホームページに掲載しております。

コーポレート・ガバナンス(<http://www.megachips.co.jp/irinfo/management/governance.html>)

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項については、以下のとおりです。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】 政策保有に関する方針、政策保有株式に係る議決権の行使基準

当社は、政策保有目的の株式を保有しておりますが、投資先との事業連携や情報収集により、当社の企業価値向上に資するものを投資対象としております。また、毎年6月の定時取締役会において投資先の検証・見直しを行っており、その投資効果、継続保有理由等から、企業価値向上の効果が乏しいと判断される投資先については、株式市場や当該投資先の株価への影響等を考慮しながら、売却処分することとしております。

政策保有株式の議決権の行使については、取締役社長、当該出資案件の担当取締役・執行役員及び財務担当取締役が審議を行い、当社の企業価値向上に資するかどうかを基準として判断しております。当社の企業価値を毀損すると判断される議案については、投資先との対話を行い、それでもなお相当な理由が認められないものには反対することとしております。

また、投資先に以下のような状況が認められた場合には即座に当該株式を売却処分するとともに、当社の企業価値向上、コーポレートガバナンス向上に反することが明らかな議案には反対することとしております。

- ・当該企業に社会的に不安を与えるような不祥事が生じているとき、また、当該企業が反社会的行為を行っているとき
- ・当該企業と反社会的勢力とのつながりが判明したとき

なお、他社株式の取得並びに売却は、取締役会規程において取締役会決議事項としております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】 関連当事者間の取引を行う場合の手続、取引の監視・承認

当社においては、取締役が会社との間で取引を行う際は、法令や当社の取締役規程に基づき、その取引の合理性や取引条件について、あらかじめ取締役会での事実説明・承認決議を必要とする体制で監視を行っております。当該取引を実施した場合には、その事実を取締役会に報告することとしております。

関連当事者と会社との取引の有無については、主要株主及び役員に対し、毎年定期的に書面によるヒアリング調査を実施し、経理部門の取引データとの照合により取引の有無を確認しております。監査役監査においても、利益相反取引及び競業取引について、取締役の善管注意義務・忠実義務に反する事実の有無を監視し、検証することとしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

経営の透明性を高めるため、IRポリシーに基づいて積極的なIR活動を行い、ステークホルダーに対し適時適切な経営状況の報告に努めております。

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営方針や中期経営計画をわかりやすく、当社ホームページ等で開示しております。また、株主通信の「MCCIR」でその進捗状況をわかりやすく説明しております。

経営方針(<http://www.megachips.co.jp/irinfo/management/index.html>)

中期経営計画(http://www.megachips.co.jp/irinfo/management/middle_plan.html)

MCCIR (<http://www.megachips.co.jp/irinfo/resource/mccir.html>)

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を、当社ホームページ等に記載しております。

コーポレート・ガバナンス (<http://www.megachips.co.jp/irinfo/management/governance.html>)

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての手続は以下のとおりです。

当社は監査役会設置会社ですが、任意の委員会として取締役会の下に報酬委員会を設置しております。報酬委員会は人事部門を事務局とし、取締役と執行役員の報酬水準・報酬制度・内容について審議し、取締役会に答申しております。委員は社外取締役・社外監査役(社外役員)と社内取締役から構成され、社外役員が多数を構成しております。

取締役・執行役員の報酬は、当社の連結業績をもとに、報酬委員会において慎重に審議の上、取締役会にて決議しております。取締役の報酬に関しては、株主総会で承認された報酬限度額内で決定しております。

報酬を経営戦略の遂行・達成のインセンティブとして適切に設定し、当社の競争優位性を確保するために、多様で優秀な人材をひきつけること、企業価値の持続的な向上への貢献が期待できること、報酬決定の過程において透明性と客観性が確保されることを制度の基本としております。株主と利害を共有できる報酬制度の設計については、今後、検討を進めてまいります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針を、コーポレート・ガバナンス報告書の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項の【取締役報酬関係】」、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」に記載しております。

コーポレート・ガバナンス (<http://www.megachips.co.jp/irinfo/management/governance.html>)

有価証券報告書 (<http://www.megachips.co.jp/irinfo/resource/report.html>)

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補の指名については、代表取締役社長が取締役規程に定める要件に照らし合わせて候補を選定し、取締役会に諮り審議の上、株主総会招集議案における取締役候補者としております。監査役候補の指名については、代表取締役社長が監査役規程に照らし合わせて候補を選定し、監査役会の同意を得た上で、取締役会において株主総会招集議案における監査役候補者としております。

(5)取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役・社外監査役候補の個々の指名についての説明を、株主総会招集ご通知の参考書類に記載しております。今後、株主総会において取締役・監査役の選任を諮る際は、社外取締役・社外監査役以外の候補についても同様に、株主総会招集ご通知の参考書類に記載することを予定しております。

株主総会 (<http://www.megachips.co.jp/irinfo/stockinfo/meeting.html>)

【補充原則 4-1-1】 経営陣に対する委任の範囲

当社においては、法令に従い、株主総会で選任された取締役全員で構成される取締役会の決議が必要な事項を、取締役会規程において取締役会決議事項として定めております。

業務分掌・権限規程を策定し、取締役、執行役員及び各部門において、それぞれの職位で決裁、執行できる範囲を明確に定めております。

取締役会が、業務執行取締役及び執行役員の業務執行を監督しております。これは監督と執行の分離により、業務執行のスピーディーな意思決定とその実行を図るものであります。

ビジネスレビュー会議を設置しており、その役割を経営陣(執行役員、部門長)に委任して運営しております。その役割とは、経営全般の中長期的な執行方針の決定、事業計画の立案、事業計画の進捗フォローを行い、その他経営全般にかかる事項の審議を行うことであり、取締役会に次ぐ意思決定と評価を行う機関として位置付けております。具体的には、経営計画、組織体制、各事業の営業状況、製品開発状況についての実務的な検討・評価を行うほか、事業計画・中期経営計画に各事業部門の目標を定め、これに基づく進捗管理を行っております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】 独立社外取締役の2名以上の選任

当社においては、社外取締役を3名選任いたしておりますが、その中から、東京証券取引所が規定する独立性基準に従い、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、実質的な観点からも、その独立性が確保されていると当社が判断した独立社外取締役2名を選任しております。

社外取締役の選任においては、独立した立場からの監督機能が果たされるよう、その人の持つ豊富な経験や知識、見識を重視するとともに、取締役会の外部から客観的かつ中立的な視点で、現実的な助言・提言を得ることが期待できる候補者を選定しております。

当社は監査役会設置会社ですが、事業規模と事業エリアの拡大に伴い、取締役の員数等から、独立社外取締役は少なくとも2名以上は必要と考えており、高い独立性を有する社外取締役の客観的かつ中立的な視点により、経営に対する監査・監督機能を強化する体制を維持していく方針であります。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】 独立性判断基準の策定、資質のある独立社外取締役候補者の選定

独立社外取締役の選任においては、それぞれが客観的かつ中立的な視点から監督を行い、その責務が十分に果たされることを期待し、企業経営に関する豊富な経験と知識、知見を有していること、専門分野における豊かな知識、知見を有していることなどを重視して候補者を選定しております。

当社においては、東京証券取引所が規定する独立性基準に基づき、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、実質的な観点からも、その独立性が確保されていると当社が判断した者を、本人の同意を得て独立役員として指定しております。

【補充原則4-11-1】 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続

当社は、定款において取締役の員数を10名以内と定めております。取締役の任期は1年としており、当社の事業領域である半導体業界の経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立し、取締役の経営責任を明確にしております。

また、取締役会のダイバーシティを進めており、経歴、国籍、性別、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多種多様な人材の取締役を選定し、取締役会の機能が最大限に発揮できるよう配慮しております。現在は、取締役9名のうち、3名が社外取締役(うち1名は女性、うち1名は中華民国籍)であり、そのバックグラウンドは、国内大手企業経営者、国際的半導体製造メーカー経営者、大学院で教鞭をとる専門家であります。

監査役会は、半数以上が社外監査役で構成され、うち1名は財務・会計に関する知見を有している者であります。監査役の選任については、企業経営、財務会計、法律等の高度な専門的知識と豊富な経験を持ち、株主からの負託に強い意志を持って応えることができる候補者を選定し、代表取締役社長が監査役会の同意を経て取締役会に推薦し、株主総会に諮る候補者としております。

【補充原則4-11-2】 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況

当社においては、取締役の役割・責務が全体にわたり適正かつ健全に果たされるよう、他社役員との兼任状況が合理的な範囲かどうかを考慮して取締役の選定を行っております。当社取締役と当社子会社や他社役員の兼任については、社内規程の定めにより、取締役会の事前承認を得ることとしております。

役員の兼任状況については、株主総会招集ご通知の提供書面として提供される事業報告の「2. 会社の現状、(2) 会社役員の状況」及び有価証券報告書の「役員の状況」にて開示しております。

株主総会 (<http://www.megachips.co.jp/irinfo/stockinfo/meeting.html>)

有価証券報告書 (<http://www.megachips.co.jp/irinfo/resource/report.html>)

取締役は株主総会で選任され、株主の負託・信任に十分に応えるため、その持てる能力をいかに発揮して取締役としての職務を遂行いたします。そのためには、善管注意義務・忠実義務を負って、取締役会で審議されるすべての議案及び報告事項について必要な情報を収集し、提案した議案については説明責任を果たし、相互に積極的な議論を尽くして議決権を行使いたします。そして、決議された案件の遂行に全力を尽くしま

す。

【補充原則4－11－3】取締役会の実効性についての分析・評価
2014年度においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を2回（その他書面3回）開催し、業務執行に関する重要事項の審議・決議を行い、遅滞なく執行いたしました。
取締役会資料は事前配布を原則とし、取締役会事務局から会議の3日前までに配布することとしております。社外取締役は、議案及び報告事項について配布された資料を基に事前に検討を行い、取締役会の場において積極的に質疑や提言を行っております。これらは取締役会の決議を経て、業務執行取締役と執行役員により業務執行に反映されております。
監査役は、議案及び報告事項について事前に問題点を把握し、主にリスク管理の観点から積極的に提言を行っております。これらは取締役会の決議を経て、業務執行取締役と執行役員により業務執行に反映されております。
しかしながら、当社においては、取締役会の実効性の手続き、分析、その評価について、特に文書化して実施しておりませんので、今後、その具体的な手法と実施時期について検討していく予定です。

【補充原則4－14－2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
役員については、各取締役・監査役の持つ能力や豊富な知識・知見を含め、当社役員として職務を遂行できると判断して候補者を選定し、株主総会の承認を得て就任いたします。それぞれの役割や責務を果たすため、新たな知識の習得、更新、修身に役員自らが取り組む必要があると考えており、当社はその費用を支弁することとしております。
新任の社外役員（社外取締役及び社外監査役）に対しては、その就任に備え、当社グループの事業内容、企業理念、設立から現在に至るまでの経営状況の推移、主要な社内規程などの説明を就任前に実施しております。就任後は当社事業への理解をより深めるため、各担当取締役や執行役員に直接説明を求めることができる体制をとっております。
監査役は独任性で、それぞれがその役割と責務を果たすため、監査役相互の情報交換等を目的として日本監査役協会に会員登録を行っており、協会主催の各種講演会、研修会へ参加するなど、最新情報の入手に努めております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営や財務の状況を積極的かつ公平、公正、タイムリーに開示することを基本としており、株主・投資家との建設的な対話を促進するため、以下のとおり取り組んでまいります。
(1)株主・投資家・証券アナリストの皆さまからの当社に対する信頼と適切な評価を得るために、代表取締役社長自らが率先して積極的にIR活動に取り組みます。
(2)広報部門が窓口となってIR活動を行います。また、広報部門は日ごろから社内各部門と連携を取り、必要な情報を取得し対応いたします。
(3)当社は、決算公表後に機関投資家向けの会社説明会を実施し、積極的に個別ミーティングを行うほか、投資家説明会の開催やIRフェア等の参加により、株主・投資家・証券アナリストの皆さまとの積極的な対話に努めます。
(4)広報部門は、株主・投資家・証券アナリストの皆さまからの意見を代表取締役社長や取締役に随時フィードバックし、情報共有いたします。
(5)IR活動にあたっては、内部情報の管理に関する方策を定めた内部者取引管理規程に基づいて、自ら内部情報の管理に留意し、株主・投資家・証券アナリストの皆さまとの対話を実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社メガチップス	1,689,450	7.02
有限会社シンドウ	1,239,800	5.15
株式会社シンドウ・アンド・アソシエイツ	1,239,800	5.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	957,700	3.98
松岡茂樹	810,000	3.36
進藤晶弘	718,644	2.98
進藤律子	702,600	2.92
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	552,545	2.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	487,700	2.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	454,000	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
赤星 慶一郎	他の会社の出身者											
游 敦行(いう どん しん)	他の会社の出身者				○							
富永 千里	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤星 慶一郎	○	——	赤星慶一郎氏は、立石電機株式会社(現オムロン株式会社)に入社以降、経営企画、経営戦略、事業統括などの業務を歴任され、オムロンヘルスケア株式会社の代表取締役社長、オムロン株式会社の取締役副社長として企業経営にも携わりました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 赤星慶一郎氏の独立性については次のとおりであり、社外取締役として高い独立性を有していると認識しております。(a)当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。(b)当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。(c)当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後もその予定はございません。

			また、赤星慶一郎氏は、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社における実質的な独立性の判断を満たすことから、独立役員として適任であるものと判断し、本人の同意を得て独立役員として指定しております。
游 敦行(いう どうん しん)		游敦行氏は、当社との間で製造委託契約を締結しているMacronix International Co., Ltd.の上席副社長であり、当社は同社の主要取引先であります。	游敦行氏は、半導体の設計エンジニア・設計マネージャーなど一貫して半導体開発に携わる一方で、当該技術を活かした会社を起業し、社長として日米大手半導体企業向けの販路を獲得、Macronix International Co., Ltd.においては、上席副社長として同社の立ち上げから現在に至るまで経営に深く携わっております。技術者並びに企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役役に選任しております。 游敦行氏の独立性については次のとおりであり、社外取締役として高い独立性を有していると認識しております。(a)当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。(b)当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。(c)当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後もその予定はございません。
富永 千里	○	――	富永千里氏は、所属先企業において経営企画分野を中心に株式公開業務、M&A等に責任者として携わったのち、一橋大学大学院国際企業戦略研究科にて会社法・M&A法制を専攻、経営、法務、財務の学際的研究を行ってこられました。現在は大阪市立大学大学院創造都市研究科においてアントレプレナーシップ研究分野の准教授として教壇に立ちながら、引き続き専攻分野の研究を進めておられます。企業人としての豊富な経験と経営法務に関する幅広い知識を当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 富永千里氏の独立性については次のとおりであり、社外取締役として高い独立性を有していると認識しております。(a)当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。(b)当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。(c)当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後もその予定はございません。 また、富永千里氏は、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社における実質的な独立性の判断を満たすことから、独立役員として適任であるものと判断し、本人の同意を得て独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	――	――	――	――	――	――	――	――
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	2	2	1	0	2	その他

補足説明

報酬委員会は当社の社内役員2名、社外役員3名で構成され、定められた基準をもとに、取締役・執行役員各々の適切な報酬について検討し、取締役会に答申しております。議長は委員の互選により指名しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

毎期初において、監査役は会計監査人と監査計画、監査方針について協議を行っております。適時実施される監査等の手続に関しては、会計監査人からのコミュニケーションにより、その手続の方法、結果及び評価について定期的に意見の交換を行っております。また、監査役は業務監査の主管部門である内部監査部門と密に連携し、監査役監査の充実を図っております。

さらに、社外取締役及び社外監査役は、定期的あるいは随時に設けられる内部監査部門との会合に出席し、内部統制の実施状況等の報告を受け、それに対する助言を行うなどの相互連携により、監査の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中西 藤和	他の会社の出身者	●												
小原 望	弁護士								○					
北野 敬一	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中西 藤和		中西藤和氏は、当社の創業者である進藤晶弘氏(現在は会長職。但し、取締役ではありません。)の義兄であります。	中西藤和氏は、松下電工株式会社(現 パナソニック株式会社)等において経営に携わっており、これらの貴重な経験と知識を活かし、経営全般へ助言をいただくことで、当社の監査体制がさらに強化できるものと判断し、社外監査役に選任しております。 なお、中西藤和氏の当社の監査役としての在任年数は11年であります。 中西藤和氏の独立性については次のとおりであり、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。(a)当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。(b)当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。(c)当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後もその予定はございません。

小原 望		小原望氏は小原法律特許事務所所長であり、当社と同事務所は顧問契約等の取引関係があります。	小原望氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で他の会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士、弁理士としての専門的な知識・経験等を活かし、当社の知的財産戦略、法令遵守をはじめ経営全般へ助言をいただくことで、当社の監査体制がさらに強化できると判断し、社外監査役に選任しております。 なお、小原望氏の当社の監査役としての在任年数は18年であります。 小原望氏の独立性については次のとおりであり、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。(a)当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。(b)当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。(c)当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後もその予定はございません。
北野 敬一		_____	北野敬一氏の税理士としての専門的な知識・経験等を活かし、当社の税務・会計業務をはじめ経営全般へ助言をいただくことで、当社の監査体制がさらに強化できると判断し、社外監査役に選任しております。 なお、北野敬一氏の当社の監査役としての在任年数は13年であります。 北野敬一氏の独立性については次のとおりであり、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。(a)当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。(b)当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。(c)当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後もその予定はございません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、役員報酬のうち役員賞与において業績評価を反映しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告においては、全取締役の総額を開示し、その内訳として社外取締役の総額を開示しております。有価証券報告書においては、社外取締役を除く取締役の総額並びに社外役員(社外取締役及び社外監査役)の総額をそれぞれ開示しております。なお、2015年3月期における取締役の報酬等の総額は、取締役8名で221,844千円(うち社外取締役は2名で22,000千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬等は、競争力の源泉である優秀な人材を保持・獲得できる水準を勘案し、当社グループの企業価値の増大及び業績の向上へのモチベーションを高めることを重視した報酬体系としております。具体的には、取締役及び監査役の報酬はそれぞれ定額報酬及び役員賞与で構成しており、役員賞与は当社グループの各事業年度の連結当期純利益の5%を上限として原資を決定いたします。定額報酬及び役員賞与の個別支給額については、取締役及び監査役それぞれ以下の基準により決定しております。

a. 取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、主に社外役員で構成される報酬委員会において検討した後、取締役会に答申し決定しております。定額報酬については各取締役の役職や勤務形態(常勤・非常勤)に応じて、業務遂行の困難さや責任の重さ並びに世間相場等を考慮して決定した額を、役員賞与については各取締役の責任遂行状況を加味したうえで配分を審議し決定した額をそれぞれ支給しております。

b. 監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、定額報酬については勤務形態(常勤・非常勤)や各監査役の職責に応じて定められた額を、役員賞与については勤務形態(常勤・非常勤)や各監査役の職責に応じて配分した額をそれぞれ支給しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

人事総務部門を取締役会事務局として、会議資料の取りまとめ及び事前配布を行い、会議において効率的に審議を行うことができる体制を整えております。また、同部門に社外役員との連絡を行う秘書役を置き、社外役員が取締役会に出席することができるようスケジュールの調整を行う体制を整えております。一方、緊急事態の発生時に備え、社外役員も含めた緊急連絡網を整備し情報の流通路を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であり、取締役は9名(うち社外取締役3名)、監査役は4名(うち社外監査役3名)であります。取締役会は、経営戦略の決定及び業務監督機能として位置付け、責任を持った意思決定が少数の取締役で迅速に行える体制を整備しております。また、意思決定・監督と業務執行の分離により取締役会の活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。

監査役は、取締役会における経営の基本方針、会社の重要事項の決定並びに業務執行状況を監督し、監査役会において業務執行における法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに適法性を監視しております。各監査役は役割分担を協議により決定し、法務・知財、税務・財務、経営全般をそれぞれの役割として、専門的な見地からも監査を行っております。

当社においては、取締役、執行役員、常勤監査役などで構成されるビジネスレビュー会議を設置しており、取締役会で意思決定される事項の審議、各事業部門の詳細な業務執行状況の把握と監視及び業績管理等を行っております。

業務執行・監督機能の充実に向けた取り組みとして、経営の透明性と客観性、取締役並びに執行役員の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と直接利害が関係しない社外取締役3名並びに社外監査役3名を選任しております。取締役会においては、この高い独立性を有する社外取締役並びに社外監査役が、外部の観点からも意見を述べることで、業務執行の監視の充実に努めております。

その他各種委員会等の設置状況については、「IV 内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社に相応しい内部統制システムのもとで、法令遵守、透明性、公平性、スピードを確保したガバナンス体制の整備に努めてまいりました。現状のガバナンス体制においては、高い独立性を有する社外取締役並びに社外監査役が、その客観的かつ中立的な視点から、経営に対する監査・監督機能を強化する体制を整えており、経営に対する十分な監査・監督機能を備えているものと認識しております。

業務執行・監督機能の充実に向けた取組状況については、「IV 内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照ください。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の3週間前に招集通知・株主総会参考書類を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる株主総会集中日の数日前に定時株主総会を開催することとしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	各四半期決算及び年次決算公表後に、アナリスト、ファンド・マネージャー等機関投資家向けの会社説明会を実施しております。また、各決算公表後、個別に訪問し、事業の状況等を説明する機会を設定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、わかりやすく会社を説明する冊子(MCCIR)をホームページに掲載しております。また、決算発表後に業績結果を踏まえた現状についての総括を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理統括部 広報部に、専任の課長1名及び担当者3名の人員で構成される広報課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「内部統制システムの基本方針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス委員会規程」等において、法令を遵守した社内体制の整備を行い、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を行うことを徹底することにより、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、より豊かな未来社会を実現するために地球環境保全を推進することが必要不可欠であると考え、「環境と経営の共生」を実現することで、地球環境に貢献することを目的に、国際規格ISO14001に準拠した環境マネジメントシステムを構築しています。 製品の低消費電力化、小型化などに取り組む「環境配慮、高循環型製品づくり」、当社独自のグリーン調達ガイドラインに基づく「環境負荷化学物質の削減、グリーン調達」、事業所内での省エネルギー、省資源に取り組む「エコオフィス活動の推進」、コンプライアンスとしての「法令、その他要求事項の順守」の環境方針のもと、環境保全活動に取り組んでいます。
その他	また、当社では、国籍・年齢・性別に関係なく実力に基づいて職務と役割を付与しております。女性の役員としては、社外取締役1名を選任しております。女性で実力がある社員は、リーダーや管理職にも積極的に登用しており、今後も継続してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〔内部統制環境の整備〕

当社グループは、独創的なハイテク技術をもって社会の期待に誠実に応え、社会的信頼を得ることが当社グループの継続的な成長をもたらすものと経営陣をはじめ従業員が認識し、そのために、法令遵守、重要情報の適時開示、独自技術を駆使した良質な製品開発、徹底した品質管理、環境保全等の社会的責任を確実に果たします。

このため、経営の透明性及び客観性、取締役並びに執行役員の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と直接利害関係しない社外取締役及び社外監査役を複数名選任し、社外の観点から業務執行の監視を行います。

取締役会は内部統制システムの基本方針を定め、取締役は内部統制の実施状況を、定期的に、かつ必要に応じて随時報告を行い、また報告の指示を行いそれを監督します。業務執行においては、社内ルールの整備及び運用面における内部監査体制の充実など具体的な施策を実施し、以下のようなコーポレート・ガバナンス重視の経営を進めます。

代表取締役は、取締役会が決定した内部統制システムの基本方針に基づく内部統制システムの整備、運営及び監督に責任を負い、法令の求めるところによりステークホルダー等に報告を行います。

〔内部統制及びその目的〕

当社グループの内部統制システムとは、法令で要請されている次の4つの目的「業務の有効性と効率性を高めること」「財務報告の信頼性を確保すること」「法令・定款等の遵守を徹底すること」「資産の保全を図ること」を実現するために、「統制環境」「リスク評価と分析」「統制手段」「情報の伝達」「監視活動」「ITの活用」を構成要素として、当社において定めるものであり、当社並びに連結決算の対象となる会社の全ての役員・従業員によって履践されるべき、当社グループの全ての業務に組み込まれたプロセス及びそのプロセスを包含する仕組み全体を総称します。

〔ガバナンス体制の確立について〕

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、健全な企業風土を根づかせるために、その重要性和精神を繰り返し組織全体に伝えることで、コンプライアンスが企業活動の前提であることを徹底するとともに、監査及び内部監査システムの環境整備に常に取り組み、それらの機能を強化することで、適正な監査が行われる社内環境を作り出します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社においては、取締役・執行役員の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を取締役または執行役員の中から選任し、社内の文書保存に関する規程を定めた「文書管理規程」並びに「文書管理及び運用標準」に基づいて、役員並びに従業員の業務執行状況が確認できる必要な情報を文書または電磁的媒体に記録します。役員並びに会計監査人は、常にこれらの文書を閲覧することができるものとします。

健全な内部環境のために、内部統制を統括する組織を設置し、コンプライアンス担当部門による規程・標準の整備、社内研修の実施を推進します。また、内部監査部門はコンプライアンス担当部門と連携し、社内のコンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は監査役とともにを行い、その結果等は代表取締役に対し文書で直接報告します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織全体に亘る経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクを、適時適切に認識し、評価、対応するために、リスクの発生可能性に応じて、対応するリスクの順序付けを行い、これに従って内部統制システムの整備・運用を行うことで、事業遂行上のリスクに対処します。

リスクの把握、評価及び対処を行うために、対処すべきリスクの明示、危機管理のための手順の策定、その監視体制の整備、並びにこれらが有効であることを確認するための評価を定期的に行います。また、組織全体のガバナンス体制構築のため、諸規程の整備、社内情報経路の確保、内部監査を通じたリスクの把握と改善要請及び評価を行います。

経営に重大な影響を与える危機が発生したときの、迅速かつ適切な情報流通の仕組みを整備します。また、通常の業務報告経路とは別に通報者の保護を確保した内部通報制度を整備します。

イ. コンプライアンス、環境問題、災害対応、品質管理、情報セキュリティ、個人情報保護については、それぞれ所管部門において、社内のルール、マニュアルの作成、社内への周知等を行います。また、新たに対応するリスクについては、速やかに対応責任者、責任部門を決定することとします。

ロ. 「損失管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部門を定めます。

ハ. 内部監査部門は、各部門のリスク管理状況を監査し、そこに常勤監査役が立ち会うことで、速やかにリスクの把握と対処ができる体制を整えます。また、内部監査の結果、レビュー結果、改善要求への対応については、定期的に代表取締役へ直接報告します。代表取締役は必要に応じてさらなる対策を指示します。

ニ. 法務部門をコンプライアンス・リスクマネジメント部門と位置付け、各部門の日常的なリスク管理の状況を把握するとともに、迅速かつ適切な情報伝達と緊急時の体制を整備します。

ホ. 従業員が、会社が発生する(あるいは発生する可能性が高い)リスク、または、役員や従業員による不正行為、法令上疑義のある行為等を発見したときに、通常の業務報告経路を通さず直接的に、かつ匿名で情報提供を行うための制度として、内部通報制度を導入します。当該制度は「内部通報制度運用規程」に基づいて運用しており、同規程において、通報者に対する不利益取扱いを禁止します。

ヘ. 法令違反の疑義のある行為等の報告・通報を受けたときは、コンプライアンス委員会において内容を調査し、再発防止策を関連部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実行することとします。また、重要性の高い問題は、取締役会並びに監査役会に報告します。

ト. 従業員の法令、定款違反行為については、コンプライアンス委員会から人事部門に処分を求めることとします。また、取締役及び執行役員の法令・定款違反については、コンプライアンス委員会から取締役会に具体的な処分を答申し決定します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行ラインにおいては、統制と監視の適切な整備と体制作りを行います。これは「業務分掌・権限規程」「稟議規程」「会議体規程」等に従い、職務の執行の効率化を推進しつつ、すべての職務権限及び意思決定が、社内のルールに基づいて、適正かつ効率的に行われる組織の整備を行うものです。

イ. 代表取締役は、当社の「経営理念」「経営原則」「行動指針」「運営基本方針」「自立3原則」を常に社内に説くことで、これらの組織全体への浸透を図ります。

ロ. 代表取締役は、役員と従業員が共有する全社的な目標を年度経営計画として毎年定め、同時に3か年の中期経営計画を毎年ローリングするとともに、これらの目標の組織全体への浸透を図ります。

ハ、取締役会では、毎月及び四半期ごとに結果報告を受けてレビューを行います。計画達成または未達の要因分析・改善策については、各事業責任者より報告が行われます。また、次に打つべき手を検討し、目標達成に向けた議論を行い、これを実行するサイクルを確立します。そして必要に応じて目標または計画を修正します。

ニ、代表取締役は、中期経営計画を具体化するため、每期、事業部門ごとの業績目標と予算を策定します。この中に、研究開発、新規事業施策、人材採用計画など、中期経営計画達成に向けた施策を盛り込み、それぞれに必要な人的、資金的な経営資源の配分を決定します。

ホ、各事業部門を担当する執行役員は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限の配分を含め、業務が効率的に遂行できる組織運営を行います。

ヘ、広報部門は、当社グループの目標、経営実績、経営計画及び新たに開発した技術等の会社情報を適時・適切に開示するとともに、投資家その他のステークホルダーに対し会社の状況の理解を促進します。また、代表取締役は会社のスポークスマンとなり、率先して会社の広報・IR活動にあたります。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務執行ラインから独立した監視機能を充実させるため、独立性・倫理性の高い監視システムが機能する組織体制を整備します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役・監査役会を補助すべき事務局等の確保については、内部監査実施前にその処遇を含め、事前に協議を行うこととします。

また、常勤監査役が会社全体に係る重要な会議に出席し、意見を述べる機会を十分確保します。監査役が必要と判断したときに、会社の費用により会計監査人または外部の専門家と協議を行うなど、適時適切な助言を得る機会を確保することで監査業務を遂行します。このため、監査役の職務を補助すべき使用人は常設しないこととします。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査業務または内部監査に必要な命令を受けた従業員は、その命令に対しては、当該命令の要因となる当事者に関係する取締役または執行役員の指揮命令を受けないこととします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員または従業員は、法定の事項に加え組織全体に重大な影響を及ぼす事項（可能性のある事項も含む）、内部監査の実施状況、コンプライアンス活動の推進状況及びその内容を、速やかに監査役会に報告することとします。

監査役会に報告すべき事項は、「取締役、執行役員または従業員の法令、定款違反事項」「ビジネスレビュー会議で決定される会社経営に関する重要な事項」「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項」「毎月の営業報告における重要な事項」「内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項」「内部通報制度の通報状況」「その他、コンプライアンス上重要な事項」とします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれと、定期的に意見交換を行うこととします。会社は、監査役が執行役員から各担当業務の執行状況を、随時必要に応じて個別に聴取する機会を確保します。

10. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムの適用範囲には、連結決算の対象となる会社を含めるものとし、グループ全体の業務の適正化を図ります。各子会社は業務執行状況、財務状況等を定期的に当社に報告し、当社のビジネスレビュー会議、取締役会で業務の適正性を確認します。

また、内部監査部門が定期的に監査を実施し、必要に応じてコンプライアンス委員会と情報交換を行うことにより、コンプライアンス上の問題や職務執行の効率性の観点からの問題の把握に努めます。

〔適用範囲〕

当社並びに連結決算の対象となる会社全てを適用範囲とします。

〔統制の内容〕

・ルールに基づく業務執行

透明性と公平性の確保に関しては、その原点にルール（規程・規則・標準）による運営を掲げ、当社の企業運営の最上位に位置付けるとともに、取締役、執行役員、従業員は共通のルールを例外なく守り企業運営を行なうことを徹底し、ルールが当社の運営を統治統制するものであるという価値観の浸透に努めます。

・企業倫理の遵守

当社は、高潔な倫理観と人間の道徳に従ったコンプライアンス（法令遵守）経営が極めて重要なものであると考えており、「コンプライアンス規程」を制定し、これを人材教育の一環として社内教育活動を通じて継続的に啓蒙します。また、経営陣の価値観や経営倫理を繰り返し説くことで、組織全体へのコンプライアンス重視の意識浸透を図ります。

・会計監査人、税務申告

当社の会計監査人である有限責任 ずさ監査法人により、会社法、金融商品取引法等に基づく監査を受けるものとします。また、税務関連業務については、適切な外部専門家に税務申告業務についてアドバイスを受けるものとします。

・取締役会

取締役会規程により、原則として毎月1回取締役会を開催し、経営戦略の決定及び業務監督機関として位置付け、責任を持った意思決定が少数の取締役で迅速に行える体制を整備します。

・ビジネスレビュー会議

会社全体に影響を及ぼす重要な事項について、慎重かつ多面的な検討を行うため、ビジネスレビュー会議は取締役、常勤監査役、執行役員等により構成され、基本的に毎月1回開催します。その目的は、中長期的な経営の全社的執行について議論し、経営計画の立案及びその進捗フォローを行い、その他経営全般にかかる事項の審議を行うことであり、意思決定と評価を行う機関として位置付けます。

具体的には、予算計画、組織体制、各事業の営業状況、製品開発状況について実務的な検討・評価を行い、各事業の目標・課題等を明確化し、収益性の重視による競争力の強化を通じた成長実現のため、各事業ごとの目標値を中期経営計画として策定し、これに基づく管理を行います。また、取締役会で決定される重要事項の審議機関としての位置付けを兼ねて運用します。

・内部監査

内部監査の組織については、専任の部門長1名及び担当者3名によって構成される代表取締役直属の内部監査部門を設置し、日常の部門間業務の内部牽制を司る役割を担うものとします。

内部監査部門は、代表取締役に代わり内部監査を実施し、監査結果を代表取締役と監査役に報告し、問題があれば代表取締役の指示を受けて改善命令を出し、改善状況をチェックする体制で運営します。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度においては、内部統制状況の整備及び運用の評価を行い代表取締役様に報告します。
また、内部監査部門はその必要に応じ、各業務の責任者に対して業務の改善を勧告し、併せてこれを代表取締役様に報告することとします。

・監査役監査

監査役監査の組織については、監査役機能強化のため常勤監査役1名と社外監査役3名を選任し、取締役からの独立性を重視した陣容を整備します。経営及び法令遵守の監視においては、社外から中西藤和氏、弁護士小原望氏、税理士北野敬一氏を招聘し、社外の観点から取締役を監督するとともに、取締役及び従業員へのコンプライアンス重視の意識浸透の中心的役割を果たすよう要請します。
なお、社外監査役の北野敬一氏は税理士の資格保有者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者として専門的な見地から監査を行います。
監査役が適正に職務を遂行するために、会社の経営執行上、重要な事項の審議・判断を行う会議に出席し、意見を述べる機会を確保します。また、内部監査部門が実施する内部監査と連携することにより、業務が適正に執行され法令・定款に反することが行われていないかを確認し、重要な事項に関しては代表取締役様に直接勧告できる体制を確保します。

・労務政策

労務政策においては、経営理念やコンプライアンス規程に掲げた理念に立脚した価値観で実施します。「人材を重視し、従業員の成長を通じて、会社の発展と従業員の幸せを一致させる」ことを重視し、企業の成長と従業員の成長の一致を図ります。
また、従業員を個人として尊重し、その尊厳と価値を認め公正適切な待遇を与えること、国籍、信条、性別、年齢等により合理的根拠のない差別をしてはならないこと、プライバシーの尊重を謳い、能力・意欲に秀でており努力をする人材に対して公平な評価と処遇を行います。
このように、当社の最大の資源は人材であり、すぐれた人材の確保や育成こそ企業の発展の根源であるという考えに立脚し、能力と努力に対して公平な評価と処遇、適材適所での人材活用、人の成長をもたらすとともにやり甲斐のある仕事の提供、そして生き甲斐のある明るい活力のある職場作り等に重点を置いた労務政策を進めます。

〔コンプライアンス委員会〕(委員長:法務責任者、委員構成:事業責任者、本部長、部長のうちから数名を選任する)

コンプライアンス委員会は、企業は法令に基づき存在するという基本原則のもと、企業の倫理的責任として単に法令に適合するだけでなく、倫理や社会道徳、良心に反する行動をとらないことが当然の義務であり責任であるということを、社内に浸透させるとともに、役員や従業員に対し、教育研修の実施を通じて、倫理を含めた法令遵守姿勢の徹底を図ります。
内部通報制度に基づく通報情報やその他の事情により、当社の経営に重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題が発生した場合や、そのおそれがある場合には、コンプライアンス委員会が問題を審議し、審議結果を代表取締役様に報告するとともに、その対策を立案・実施する仕組みを整備します。

〔危機管理委員会〕(委員長:代表取締役、委員構成:法務責任者、財務責任者、その他代表取締役の指名に基づく者)

危機管理委員会は、当社の経営に重大な危機を及ぼす可能性のある事件・事故が発生したときの会社の対応についての協議、決定並びに企業価値を毀損する可能性のある監用的買収への社内意見の調整、決定を行い、事態の対処にあたることを目的に設置します。(臨時・非常事態発生時設置)

〔報酬委員会〕(委員構成:取締役及び監査役(3名以上でその過半数は社外役員または執行役員を兼務しない取締役であること))

報酬委員会は当社の社内役員2名、社外役員3名で構成され、定められた基準をもとに、取締役・執行役員各々の適切な報酬について検討し、取締役会に答申します。

企業統治に対する考え方と意思決定機関等については以上のとおりで、取締役の少数制、執行役員制度の導入、社外取締役や社外監査役の招聘等、当社に相応しい内部統制システムのもとで、法令遵守、透明性、公平性、スピードを確保しつつ、コーポレート・ガバナンスを常に意識しております。さらに株主重視として、適正な株価の形成や会社のレピュテーション向上のため経営陣自ら率先して広報・IR活動に取り組み、タイムリーディスクロージャーやアカウントビリティを果たす体制の整備に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

〔反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)〕

当社は、市民の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力へは、断固とした姿勢で一切関わらず、決して妥協しないことを基本方針とします。

〔反社会的勢力排除に向けた整備状況〕

当社は、法令はもとより社会的規範及び社内標準等を順守するための具体的な企業行動指針(コンプライアンス規程)を制定しています。この企業行動指針では、反社会的勢力排除に向けて、知財法務部門がその統括部門となり組織全体で対応すること、不当要求、危機管理、緊急事態に対処するための具体的な手順を定めた行動基準(危機管理及び外部対応標準)を実践することを定めており、その遵守に努めています。
また、大阪府企業防衛連合協議会など地域の企業防衛対策協議会開催の会合や研修会に参加し、反社会的勢力排除に関する情報交換を行うとともに、所轄警察署等外部専門機関との連携関係を構築し支援を得ています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は監査役制度を採用しており、取締役9名、監査役4名を選任しております。取締役会は経営の基本方針や会社の重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を実施し、監査役会は業務執行における社内規定の遵守状況及び適法性を監視しております。

当社は、取締役会において十分に議論を尽くし、的確かつ迅速な意思決定を行うとともに、取締役が担うべき「経営の意思決定及び監督機能」と執行役員が担うべき「業務遂行機能」のそれぞれの責任の分担を明確にするため、執行役員制度を導入しております。また、社外取締役3名（うち2名を独立役員に指定）、社外監査役3名を登用し、取締役会の活性化や業務執行の監督機能の強化、並びに監査役会の機能強化を図っております。

業務監査においては、内部監査部門の主幹により各事業部門の監査を定期的実施しており、業務執行における社内規定の遵守とコンプライアンスの徹底を図っております。法律上の判断が必要な場合には、顧問弁護士から適宜適切なアドバイスを受けることにより、会社経営における適法性を維持しております。

こうした経営体制のもと、当社の取締役、執行役員、監査役などで構成される「ビジネスレビュー会議」を設置し、各事業部門の詳細な業務執行状況の把握と監視、業績管理を行うとともに、会社情報の一元化と徹底した情報管理に努めております。

当社は、経営の透明性を高めるため、以下に掲げるIRポリシーに基づいて積極的なIR活動を行い、当社グループの事業や経営に関して重要な事項が生じた場合は、これを遅滞なく開示し、ステークホルダーの皆様に対し適時適切な経営状況の報告に努めております。なお、当社における会社情報の適時開示に係る社内体制図は、参考資料をご参照ください。

〔IRポリシー〕

1. 基本姿勢

当社は、「公平性」「適時性」「正確性」「継続性」に配慮して、経営戦略や財務状態等の会社情報を発信し、経営の「透明性」を高めるとともに、株主・投資家・証券アナリストの皆さまからの当社に対する信頼と適切な評価を得るために、経営者自ら積極的なIR活動に取り組みます。

2. 情報開示の基準

当社は、金融商品取引法、会社法等の諸法令（以下、「法令」）、また当社の株式が上場されている東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則」（以下、「適時開示規則」）を順守してディスクロージャーを行います。また、法令並びに適時開示規則に規定される開示基準に該当しない場合でも、株主・投資家・証券アナリストの皆さまの投資判断に影響を与えられとされる情報や、当社への理解を深めていただく上で有用であると思われる情報は、積極的に開示します。

3. 情報開示の方法

当社は、適時開示規則に定める開示基準に該当する情報、株主・投資家・証券アナリストの皆さまの投資判断に影響を与えられとされる情報は、適時開示規則に従い東京証券取引所が運用する適時開示情報伝達システム Timely Disclosure network (TDnet)を通じて開示するとともに、速やかに当社のインターネット上に開設するホームページ（以下、「ホームページ」）に掲載します。また、これら以外の情報についても、当社を理解していただく上で有用であると思われる情報は、IR情報誌等の発行、ニュースリリースの配信やホームページへの掲載を通じて情報発信します。

4. 将来の見通しについて

当社が開示する情報の中で、業績予想や将来の予測等に関する記述は、その情報が開示される時点で経営者が入手した情報に基づき判断した予想であり、不確実性や潜在的なリスク（以下、「リスク」）が含まれる場合があります。しかし、結果としての業績等は、変化するさまざまな要因によって予想とは異なることがありますことをご承知おきください。これらのリスクは「事業等のリスク」として開示に努めますのでご参照ください。

5. 投資の判断

当社の開示する情報は、当社に対する理解を深めていただくことを目的としており投資勧誘を目的としたものではありません。投資に関する決定は、ご自身の判断において行なわれるようお願いいたします。

6. 第三者が発行する当社情報への対応

証券アナリストや報道機関、インターネット上のさまざまな情報サイト等の当社以外の第三者が発信する、当社の情報・業績予想等各種情報については、当社はコメントやこれらを支持する立場にはありません。ただし、これらの内容に明らかな誤りが含まれており、当社への信頼と適切な評価が得られないと判断する場合には、その誤りを訂正し正確な情報を伝えるための対応を行います。

7. IR沈黙期間

当社は、株価に影響を与える決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、各四半期の決算日含め5営業日前から決算発表日までを沈黙期間と定めます。この期間中は、決算に関連するお問い合わせへのコメントを控えさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。ただし、法令や適時開示規則に該当する情報については、沈黙期間中であってもディスクロージャーを行った後、お問い合わせに対応します。

The diagram illustrates the corporate governance structure of the company, centered around the **株主総会** (General Meeting of Shareholders).

- 株主総会** (General Meeting of Shareholders) is the highest authority, responsible for the appointment and dismissal of the **取締役会** (Board of Directors), the **監査役会** (Board of Audit and Supervisors), and the **代表取締役** (Representative Director).
- The **取締役会** (Board of Directors) consists of 9 members, including 3 external directors. It is responsible for the appointment and dismissal of the **代表取締役** and the **監査役会**.
- The **監査役会** (Board of Audit and Supervisors) consists of 4 members, including 3 external auditors. It is responsible for the appointment and dismissal of the **代表取締役** and the **内部監査部門**.
- The **代表取締役** (Representative Director) is responsible for the overall management of the company and reports to the **取締役会** and the **監査役会**.
- The **内部監査部門** (Internal Audit Department) is part of the **内部統制組織** (Internal Control System) and reports to the **監査役会**.
- The **危機管理委員会** (Crisis Management Committee) is part of the **業務執行組織** (Business Execution Organization) and reports to the **代表取締役**.
- The **ビジネスレビュー会議** (Business Review Meeting) is part of the **業務執行組織** and reports to the **代表取締役**.
- The **管理部門・各事業部門** (Management and Business Departments) are part of the **業務執行・内部統制組織** (Business Execution and Internal Control System) and report to the **代表取締役**.
- The **会計監査人** (Accounting Auditor) is responsible for the audit of the company's financial statements and reports to the **株主総会**.

* 経営企画室
代表取締役直属の組織で、専任の室長1名及び担当者4名の人員で構成される。

** 管理統括部
知財法務部・人事総務部・広報部・経理部が所属する。

*** 経理部
管理統括部に所属し、専任の部長1名及び担当者5名の人員で構成される。

**** 広報課
管理統括部 広報部に所属し、専任の課長1名及び担当者3名の人員で構成される。